

2

また、特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約の制定など当該協議会の運営に当たっては、特定地域協議会における特定地域計画の作成に際しては協議会としての合意の要件として、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人事業者の力テゴリー毎に車両台数シニア等を等しくした基準を設定することや特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等について、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人事業者の力テゴリーに応じて、一律ではない削減率による減車（地域毎に設定されている最低車両数を下回らない台数までとする。）や営業方法の制限を柔軟に行うことが望ましい。

加えて、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確保を図るため、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会等の地域の交通に関する協議会が設置されている場合には、これらの協議会と本法に基づく協議会の連携を図ることが期待される。

(1) 特定地域計画

① 基本的な考え方

特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシイのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシイ事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものである。タクシイ事業を巡る状況やタクシイに対するニーズは、それぞれの地域によって多種多様であることから、特定地域計画は地域の実情に即して作成されるべきであり、特定地域協議会において、地域における輸送のニーズやタクシイ事業の実情を十分に把握し、特定地域計画の作成に当たってはそれらに的確に対応した取組を定めることが必要である。とりわけ、特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、タクシイ事業の収益基盤の悪化やこれに伴うタクシイ運転者の労働条件の悪化がさらに進行し、結果としてタクシイの安全性・利便性が低下しているとともに、違法駐車等により地域における円滑な交通にも支障が生じているなど地域公共交通としてのタクシイの機能を果たすことが困難である地域であることに留意し、特定地域計画を策定するに当たっては、供給輸送力の削減について定めるとともに、地域の実情に応じて、運転者の労働条件の改善・向上やタクシイ車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

(2) 特定地域計画に定められた事項の実施

特定地域計画に定められた取組の実施主体とされた特定地域協議会の構成員は、各々が地域のタクシイ事業の適正化及び活性化を推進する上で重要な役割を担っていることを十分に自覚し、責任をもってこれを実行することが重要である。

(3) 記載事項に関する留意事項

① 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

特定地域計画の作成は、多様な主体が参画する特定地域協議会が行うものであるから、各関係者間で地域のタクシイ事業の適正化及び活性化を推進していくに当たっては、共通認識の形成に資する基本的な方針として、当該地域におけるタクシイの位置付けやタクシイの果たすべき役割、タクシイ事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載するものとする。

この際、タクシイの位置付けを定めるに当たっては、鉄道、バス等の他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり・都市政策等と一体となった機能の向上についても明確化することが望ましい。

また、タクシイ事業を巡る現状分析及び取組の方向性を定めるに当たっては、当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要である。

② 特定地域計画の目標

特定地域計画の目標には、③の供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、当該計画に④の活性化措置を記載する場合には、当該措置の前提となる目標を記載するものとする。地域公共交通としてのタクシイの位置付け、期待される役割は地域によって多種多様であるが、特定地域において生じている問題に対し、適切に対応を図っていく観点からは、①の基本的な方針を踏まえつつ、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定することが望ましい。

- イ 供給輸送力の削減
- ロ タクシイサービスの活性化
- ハ 事業経営の活性化、効率化
- ニ タクシイ運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ホ タクシイ事業の構造的要因への対応
- ヘ 交通問題、環境問題、都市問題の改善

なお、具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標又は定量的な目標のいずれを設定しても差し支えない。

③ 当該特定地域において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力及びその実施方法並びに当該特定地域内の営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力及びその実施方法

特定地域計画に定められた具体的な目標に即し、三に定める事項を参照しながら、当該特定地域において削減すべきタクシイ事業の供給輸送力及びその実施方法並びに当該特定地域内に営業所を有する各タクシイ事業者が削減すべきタクシイ事業の供給輸送力及びその実施方法を具体的に記載することとする。

④ 目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項

タクシイ事業の活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、特定地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシイ事業の活性化に資するあらゆる事項について定めることができることとする。この際には、三(1)の①から⑤までに定める事項を参照しながら、目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましく、特定地域計画に定められた具体的な目標に即し、措置の概要、実施時期及び実施主体を簡潔に記載することとする。

(4) その他の留意事項

① 成立要件

特定地域計画は、当該地域の地域公共交通としてのタクシイのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシイ事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、その実効性を確保する観点から、本方針に照らし適切なものであるとともに、法第八条の二第五項第三号の規定に基づき、特定地域協議会が特定地域計画の作成に合意をしたタクシイ事業者の車両数の合計が当該特定地域内の車両数の三分の二以上でなければならない。

また、特定地域計画は、当該特定地域のタクシイ事業の供給過剰の状況を是正するための必要かつ最小限度の範囲を超えないものであるとともに、特定のタクシイ事業者に対し、差別的取扱いをするものでなく、旅客の利益を不当に害するものであってはならない。

② 都市計画等との調和

法第八条の二第五項第二号の規定に基づき、特定地域計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第四条第一項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。